

長浜市民体育館

(1) 貸切り使用料

区分			単位	使用料
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	1, 8 0 0 円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		9 0 0 円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		9 0 0 円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		2, 7 0 0 円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		3, 6 0 0 円
	入場料等を徴収する場合			1 8, 0 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			9 0 0 円
アリーナ半 面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	9 0 0 円	
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		5 0 0 円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		5 0 0 円	
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1, 4 0 0 円	
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1, 8 0 0 円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		5 0 0 円	
トレーニング室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1 時間	4 0 0 円	
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		2 0 0 円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		2 0 0 円	
	長浜市外に住所を有するものが使用する		8 0 0 円	

	場合		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
卓球場	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
柔道、剣道場	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
多目的室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	500円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
会議室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する		400円

	場合		
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		1 0 0 円

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
全館	1 人 1 回	1 0 0 円

浅井体育館

(1) 貸切り使用料

区分			単位	使用料
アリーナ全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	1, 2 0 0 円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		6 0 0 円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		6 0 0 円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1, 8 0 0 円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		2, 4 0 0 円
	入場料等を徴収する場合			2, 4 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			6 0 0 円
アリーナ半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	6 0 0 円	
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		3 0 0 円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		3 0 0 円	
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		9 0 0 円	
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1, 2 0 0 円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催		3 0 0 円	

	する事業に使用する場合		
--	-------------	--	--

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

虎姫運動広場体育館

(1) 貸切り使用料

区分			単位	使用料
アリーナ全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	9 0 0 円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		5 0 0 円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		5 0 0 円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1 , 4 0 0 円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1 , 8 0 0 円
		入場料等を徴収する場合		1 , 8 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	5 0 0 円		
	アリーナ半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		1 時間
長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		3 0 0 円		
長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		3 0 0 円		
長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		8 0 0 円		
長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1 , 0 0 0 円		
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		3 0 0 円		

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

山本山運動広場体育館

(1) 貸切り使用料

区分			単位	使用料
アリーナ全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	9 0 0 円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		5 0 0 円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		5 0 0 円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1, 4 0 0 円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1, 8 0 0 円
		入場料等を徴収する場合		1, 8 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合	5 0 0 円		
	アリーナ半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		1 時間
長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		3 0 0 円		
長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		3 0 0 円		
長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		8 0 0 円		
長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1, 0 0 0 円		
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		3 0 0 円		
フィットネスルーム	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1 時間	3 0 0 円	
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に		2 0 0 円	

	使用する場合		
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
和室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円
研修室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

湖北体育館

(1) 貸切り使用料

区分			単位	使用料
アリーナ全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	1,200円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用		600円

		する場合		
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		6 0 0 円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1 , 8 0 0 円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		2 , 4 0 0 円
	入場料等を徴収する場合			2 , 4 0 0 円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		6 0 0 円		
アリーナ半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		1 時間	6 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合			3 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			3 0 0 円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合			9 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合			1 , 2 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			3 0 0 円
卓球場	長浜市内に住所を有するものが使用する場合		1 時間	3 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合			2 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			2 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合			6 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			2 0 0 円
会議室 1 階	長浜市内に住所を有するものが使用する場合		1 時間	2 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合			1 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を			1 0 0 円

	対象に使用する場合		
	長浜市外に住所を有するものが使用する 場合		4 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催 する事業に使用する場合		1 0 0 円
会議室 2 階	長浜市内に住所を有するものが使用する 場合	1 時間	2 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に 使用する場合		1 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を 対象に使用する場合		1 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する 場合		4 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催 する事業に使用する場合		1 0 0 円

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1 人 1 回	1 0 0 円

高月運動広場体育館

(1) 貸切り使用料

区分			単位	使用料
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	長浜市内に住所を有す るものがアマチュアス ポーツに使用する場合	1 時間	1, 2 0 0 円
		長浜市内の保育所等が 乳幼児等を対象に使用 する場合		6 0 0 円
		長浜市内のスポーツ少 年団が少年団員を対象 に使用する場合		6 0 0 円
		長浜市内に住所を有す るものがアマチュアス ポーツ以外の催物に使用 する場合		1, 8 0 0 円
		長浜市外に住所を有す るものが使用する場合		2, 4 0 0 円
	入場料等を徴収する場合			2, 4 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催			6 0 0 円

	する事業に使用する場合		
アリーナ半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	6 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		3 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		3 0 0 円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		9 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1, 2 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		3 0 0 円
柔道室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1 時間	3 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		2 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		2 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		6 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		2 0 0 円
卓球室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1 時間	3 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		2 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		2 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		6 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		2 0 0 円

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1 人 1 回	1 0 0 円

西浅井運動広場体育館

(1) 貸切り使用料

区分			単位	使用料
アリーナ全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	1, 200 円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		600 円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		600 円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1, 800 円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		2, 400 円
	入場料等を徴収する場合			2, 400 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			600 円
アリーナ半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	600 円	
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300 円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300 円	
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		900 円	
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1, 200 円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300 円	
ビジタールーム	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1 時間	300 円	
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		200 円	
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200 円	
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		600 円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200 円	

	する事業に使用する場合		
多目的ホール	長浜市内に住所を有するものが使用する場 合	1 時間	2 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に 使用する場 合		1 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を 対象に使用する場 合		1 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する 場 合		4 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催 する事業に使用する場 合		1 0 0 円

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
全館	1 人 1 回	1 0 0 円

長浜市浅井B & G海洋センター体育館

(1) 貸切り使用料

区分			単位	使用料
アリーナ全 面	入場料等を徴収 しない場合	長浜市内に住所を有す るものがアマチュアス ポーツに使用する場合	1 時間	9 0 0 円
		長浜市内の保育所等が 乳幼児等を対象に使用 する場合		5 0 0 円
		長浜市内のスポーツ少 年団が少年団員を対象 に使用する場合		5 0 0 円
		長浜市内に住所を有す るものがアマチュアス ポーツ以外の催物に使用 する場合		1 , 4 0 0 円
		長浜市外に住所を有す るものが使用する場合		1 , 8 0 0 円
	入場料等を徴収する場合			1 , 8 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催 する事業に使用する場合			5 0 0 円
アリーナ半 面	長浜市内に住所を有するものがアマチュ アスポーツに使用する場合		1 時間	5 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に			3 0 0 円

	使用する場合		
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		800円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
トレーニンググループ	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	600円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,200円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		300円
ミーティンググループ	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
アリーナ	1人1回	100円

長浜伊香ツインアリーナ

(1) 貸切り使用料

区分			単位	使用料
アリーナA全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	2,500円

		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		1, 3 0 0 円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		1, 3 0 0 円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		3, 8 0 0 円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		5, 0 0 0 円
	入場料等を徴収する場合			2 5, 0 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			1, 3 0 0 円
アリーナ A 半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合		1 時間	1, 3 0 0 円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合			7 0 0 円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			7 0 0 円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合			2, 0 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合			2, 6 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			7 0 0 円
アリーナ B 全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	1, 5 0 0 円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		8 0 0 円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		8 0 0 円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		2, 3 0 0 円

	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		3,000円
	入場料等を徴収する場合		15,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		800円
アリーナ B 半面	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	800円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		400円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		400円
	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		400円
多目的室 A	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1 時間	300円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
多目的室 B	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1 時間	300円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		200円
会議室	長浜市内に住所を有するものが使用する場合	1 時間	200円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円

	用する場合		
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		1 0 0 円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合		4 0 0 円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		1 0 0 円

(2) 個人使用料

区分	単位	使用料
トレーニング室	1 人 1 回	6 0 0 円
全館（トレーニング室以外）		1 0 0 円